

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

岩手県人事委員会

委員長 熊谷隆司

岩手県人事委員会規則第14号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（昭和32年岩手県人事委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
目次 第1章 [略] 第2章 採用、昇任及び転任（第4条―第8条） 第3章・第4章 [略] 第5章 <u>任用候補者名簿</u> （第19条―第26条） 第6章 <u>任用候補者</u> の提示（第27条―第32条） 第7章 <u>条件付採用期間</u> （第33条） 第8章・第9章 [略] 附則 （適用範囲） 第2条 この規則は、 <u>県職員</u> 及び市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員（以下「職員」という。）に適用する。 2 [略] 3 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年岩手県条例第56号）の適用を受ける職員（任期付職員（同条例第3条の規定に基づき任期を定めて採用された職員をいう。）及び任期付短時間勤務職員（同条例第4条の規定に基づき任期を定めて採用された職員をいう。以下同じ。）を除く。）及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成12年岩手県条例第62号）の適用を受ける職員については、第4条から第7条まで、 <u>第8条第3号</u> 、第9条から <u>第16条</u> まで、第19条から第32条まで、第34条及び第35条の規定は適用しない。 （定義） 第3条 次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （1）採用 <u>現に職員（臨時的に任用されている職員及び非常勤の職員（任期付短時間勤務職員を除く。）を除く。以下第33条までにおいて同じ。）でない者を職員の職（以下「職」という。）に任命することをいう。</u> （2）昇任 <u>職員を法令、条例、規則その他の規定により職</u>	目次 第1章 [略] 第2章 採用、昇任、 <u>降任</u> 及び転任（第4条―第8条） 第3章・第4章 [略] 第5章 <u>名簿</u> （第19条―第26条） 第6章 <u>採用候補者</u> の提示（第27条―第32条） 第7章 <u>条件付採用期間</u> （第33条） 第8章・第9章 [略] 附則 （適用範囲） 第2条 この規則は、 <u>法律に特別の定めがある場合を除くほか、法第3条第2項に規定する一般職に属する職員</u> 及び市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員（以下「職員」という。）に適用する。 2 [略] 3 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年岩手県条例第56号）の適用を受ける職員（任期付職員（同条例第3条の規定に基づき任期を定めて採用された職員をいう。）及び任期付短時間勤務職員（同条例第4条の規定に基づき任期を定めて採用された職員をいう。以下同じ。）を除く。）及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成12年岩手県条例第62号）の適用を受ける職員については、第4条から第7条まで、第9条から <u>第14条</u> まで、第19条から第32条まで、第34条及び第35条の規定は適用しない。 （定義） 第3条 次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （1）採用 <u>法第15条の2第1項第1号に規定する採用</u> をいう。 （2）昇任 <u>法第15条の2第1項第2号に規定する昇任</u> をい

務の級、組織上の地位又は警察官の階級において現に有する職より上位である職に任命することをいう。

(3) 降任 職員を法令、条例、規則その他の規定により職務の級、組織上の地位又は警察官の階級において現に有する職より下位である職に任命することをいう。

(4) 転任 職員を採用、昇任及び降任以外の方法により職に任命することをいう。

(5) 行政職給料表 一般職の職員の給与に関する条例（昭和28年岩手県条例第48号。以下「給与条例」という。）に定める行政職給料表（給与条例の適用を受ける職員の例によることとされている医療局又は企業局の企業職員の給与が行政職給料表により定められる場合の行政職給料表を含む。）又は市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和28年岩手県条例第49号。以下「給与等条例」という。）に定める行政職給料表をいう。

(6) [略]

(7) [略]

(8) [略]

(9) [略]

(10) [略]

(11) [略]

## 第2章 採用、昇任及び転任

(競争試験による採用及び昇任の方法)

第4条 職員の採用及び昇任は、その職について第9条に規定する競争試験（以下「試験」という。）の結果作成される任用候補者名簿に基づいて行わなければならない。

2 前項の規定により職員を任命しようとする場合においては、採用については採用候補者名簿からの、昇任については昇任候補者名簿からの任用候補者の提示を、あらかじめ、人事委員会に請求しなければならない。

(選択の方法)

第5条 提示された任用候補者のうちから職員を任命するため

う。

(3) 降任 法第15条の2第1項第3号に規定する降任をいう。

(4) 転任 法第15条の2第1項第4号に規定する転任をいう。

(5) 標準職務遂行能力 法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力をいう。

(6) 試験 法第18条に規定する採用試験をいう。

(7) 選考 法第17条の2第1項に規定する選考をいう。

(8) 名簿 試験の結果作成される採用候補者名簿をいう。

(9) 任命権者 法第6条第1項の規定に基づき、任命権を有する者をいい、同条第2項の規定により任命権が委任されている場合は、その委任を受けた者をいう。

(10) 行政職給料表 一般職の職員の給与に関する条例（昭和28年岩手県条例第48号。以下「給与条例」という。）に定める行政職給料表（給与条例の適用を受ける職員の例によることとされている医療局又は企業局の企業職員（以下「企業職員」という。）の給与が行政職給料表により定められる場合の行政職給料表を含む。）又は市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和28年岩手県条例第49号。以下「給与等条例」という。）に定める行政職給料表をいう。

(11) [略]

(12) [略]

(13) [略]

(14) [略]

(15) [略]

(16) [略]

## 第2章 採用、昇任、降任及び転任

(試験による採用の方法)

第4条 職員の採用は、第14条の規定に基づき選考によることのできる場合を除き、名簿に基づいて行わなければならない。

2 任命権者は、前項の規定により職員を採用しようとする場合においては、名簿からの採用候補者の提示を、あらかじめ、人事委員会に請求しなければならない。

の選択は、任命すべき者1人につき、提示における高点順の志望者5人のうちから行うものとする。ただし、一の提示により補充されるべき職が2以上ある場合において必要があると認めるときは、そのうち一の職への任用につき選択の範囲に入りながら選択されなかった任用候補者は、その提示により補充されるべき職中残余の職への任用については、その選択の範囲から除いて当該提示にかかる高点順の志望者5人のうちからその選択を行うことができる。

2 任命権者は、前項の規定による選択の結果について、速やかに人事委員会に通知しなければならない。

(選考による採用及び昇任の方法)

第6条 第14条及び第15条に規定する職については、第4条の規定にかかわらず、選考により採用し、又は昇任させることができる。

2 選考により職員を任命しようとする場合は、必要な書類を添付した承認申請書により、あらかじめ、人事委員会の承認を得なければならない。

3 選考は、任命権者の請求に基づき、任命しようとする者についてその都度行うものとする。

(試験及び選考機関)

第7条 試験及び選考機関は、法第18条第1項ただし書の場合を除き、人事委員会とする。

2 人事委員会が必要であると認めるときは、試験及び選考の実施を任命権者に委任することができる。

3 前項の規定により任命権者が試験及び選考を実施しようとする場合は、試験については人事委員会にあらかじめ協議するとともに、試験及び選考については、その結果を速やかに報告しなければならない。

(選考による採用の方法)

第5条 第14条に規定する職については、前条の規定にかかわらず、選考により採用することができる。

2 選考は、任命権者の請求に基づき、採用しようとする者についてその都度行うものとする。

(昇任の方法)

第6条 職員の昇任は、法第21条の3に規定する方法により行わなければならない。

2 医療局長又は企業局長は、前項の規定により企業職員を昇任させようとするときは、人事委員会が別に定めるところにより、あらかじめ人事委員会に通知するものとする。

(試験及び選考の実施機関)

第7条 試験及び選考の実施機関は、法第18条ただし書の場合を除き、人事委員会とする。

2 人事委員会は、各任命権者に対し、第14条に規定する選考により採用することができる職のうち次に掲げる職への採用についての選考を実施する権限を委任する。

(1) 次に掲げる職（アからクまでに掲げる職のうち、当該職が初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和45年岩手県人事委員会規則第12号）第3条第1項の規定により定める級別職務区分表又は企業職員について人事委員会が定める級別職務区分表において次のアからクまでの各区分に掲げる職務の級の最上位の級より上位の級に区分されている職であるものを除く。）

ア 行政職給料表の職務の級2級から5級までの職

イ 公安職給料表の職務の級2級から5級までの職

ウ 教育職給料表(1)の職務の級1級及び2級の職

(転任の方法)

第8条 職員の転任は、次に掲げる方法により行わなければならない。

(1) 任命権者を同じくして任命換又は配置換の方法により職員を転任させる場合は、職員が現に有する職と同一の職に属する職の範囲内において行わなければならない。

(2) 任命権者を異にして出向の方法により職員を転任させる場合は、職員が現に有する職と同一の職に属する職の範囲内において当該任命権者の同意に基づき行わなければならない。

(3) 前2号の方法によって職員を補充することが困難で公務に支障を来すおそれがある場合は、あらかじめ人事委員会の承認を得て、次の区分による転任をさせることができる。

ア 給料表の区分を異にする転任

イ 第14条第5号に該当する職からそれ以外の職への転任

(試験の種類)

第9条 試験は、採用試験及び昇任試験に区分して行う。

2 採用試験の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 職員採用Ⅰ種試験
- (2) 職員採用Ⅱ種試験
- (3) 職員採用Ⅲ種試験
- (4) 任期付職員採用試験
- (5) 警察官採用試験

3 昇任試験の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 警部昇任試験
- (2) 警部補昇任試験

エ 教育職給料表(2)の職務の級1級及び2級の職

オ 研究職給料表の職務の級2級及び3級の職

カ 医療職給料表(1)の職務の級1級及び2級の職

キ 医療職給料表(2)及び市町村立学校医療職給料表の職務の級1級から5級までの職

ク 医療職給料表(3)の職務の級1級から5級までの職

ケ 技能職等給料表の職務の級各級の職

(2) 第14条第5号から第9号までの規定に該当する職

(降任及び転任の方法)

第8条 職員の降任又は転任は、法第21条の5第1項又は第2項に規定する方法により行わなければならない。

(試験の種類)

第9条 試験の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 職員採用Ⅰ種試験
- (2) 職員採用Ⅱ種試験
- (3) 職員採用Ⅲ種試験
- (4) 任期付職員採用試験
- (5) 警察官採用試験
- (6) その他人事委員会が必要と認める採用試験

(3) 巡査部長昇任試験

4 前2項各号に掲げる試験の対象となる職は、別表第1に掲げるとおりとする。

(試験の職種区分)

第9条の2 前条第2項に規定する採用試験は、別表第2の職種区分欄に掲げる職種に区分して行う。

2 前項の規定により職種ごとに区分して行う採用試験の対象となる職は、別表第2の職種区分の対象となる職欄に掲げるとおりとする。

(試験の方法)

第10条 採用試験又は昇任試験による職務遂行に必要な知識、技術又はその他の能力(以下「知識等」という。)の判定は、別表第2の試験方法欄に掲げる方法により行う。

(試験の程度)

第10条の2 採用試験により判定する知識等の程度は、職員採用I種試験については学校教育法(昭和22年法律第26号)第87条に規定する大学(以下「大学」という。)卒業の程度、職員採用II種試験については主として同法第108条に規定する短期大学(以下「短期大学」という。)又は同法第117条に規定する高等専門学校(以下「高等専門学校」という。)卒業の程度、職員採用III種試験及び警察官採用試験については同法第56条に規定する高等学校(以下「高等学校」という。)卒業の程度とする。ただし、別表第2の職種区分欄に掲げる警察官Aの警察官採用試験については、当該試験の一部を大学卒業の程度とすることができる。

2 昇任試験により判定する知識等は、当該試験の対象となる職にある者が必要とされる最低限度の程度とする。

(試験の告知)

第11条 採用試験の公告は、県報その他適切な報道手段により行わなければならない。

2 昇任試験の告知は、受験資格を有するすべての職員に受験に必要な事項を周知させることができるように、通知又は関係機関の公報による公示その他適切な方法により行わなければならない。

(告知の内容)

第12条 採用試験の告知の内容は、次の各号に掲げる事項とする。

(1)～(4) [略]

(5) 採用候補者名簿作成の方法及び採用の方法

(6) [略]

2 昇任試験の告知の内容は、採用試験の場合に準じ、その都

2 前項各号に掲げる試験の対象となる職は、別表第1に掲げるとおりとする。

(試験の職種区分)

第9条の2 試験は、別表第2の職種区分欄に掲げる職種に区分して行う。

2 前項の規定により職種ごとに区分して行う試験の対象となる職は、別表第2の職種区分の対象となる職欄に掲げるとおりとする。

(試験の方法)

第10条 試験による当該試験に係る職についての標準職務遂行能力及び適性(以下「標準職務遂行能力等」という。)の判定は、別表第2の試験方法欄に掲げる方法により行う。

(試験の程度)

第10条の2 試験により判定する標準職務遂行能力等の程度は、職員採用I種試験については学校教育法(昭和22年法律第26号)第87条に規定する大学(以下「大学」という。)卒業の程度、職員採用II種試験については主として同法第108条に規定する短期大学(以下「短期大学」という。)又は同法第117条に規定する高等専門学校(以下「高等専門学校」という。)卒業の程度、職員採用III種試験及び警察官採用試験については同法第56条に規定する高等学校(以下「高等学校」という。)卒業の程度とする。ただし、別表第2の職種区分欄に掲げる警察官Aの警察官採用試験については、当該試験の一部を大学卒業の程度とすることができる。

(試験の告知)

第11条 試験の告知は、県報その他適切な報道手段により行わなければならない。

(告知の内容)

第12条 試験の告知の内容は、次に掲げる事項とする。

(1)～(4) [略]

(5) 名簿作成の方法及び採用の方法

(6) [略]

度定めるものとする。

(受験資格)

第13条 第9条に掲げる試験の受験資格は、別表第3に定めるとおりとする。

(選考により採用できる職)

第14条 次に掲げる職への採用は、それぞれ選考によることができる。この場合においては、法第17条第3項ただし書に規定する人事委員会の承認があったものとみなす。

(1) 職務の級における次に掲げる職（第9条に規定する採用試験の対象となる職を除く。）

ア [略]

イ 公安職給料表の職務の級4級以上の職（職務の級4級及び5級の職にあつては、警部の職に限る。）

ウ～ク [略]

ケ 技能職等給料表の職務の級各級の職（見習職員の職を除く。）

(2)～(10) [略]

(選考により昇任させることができる職)

第15条 次に掲げる職への昇任は、それぞれ選考によることができる。この場合においては、法第17条第3項ただし書に規定する人事委員会の承認があったものとみなす。

(1) 職務の級における次に掲げる職

ア 行政職給料表の職務の級2級以上の職

イ 公安職給料表の職務の級2級以上の職

ウ 教育職給料表(1)の職務の級2級以上の職

エ 教育職給料表(2)の職務の級2級以上の職

オ 研究職給料表の職務の級2級以上の職

カ 医療職給料表(1)の職務の級2級以上の職

キ 医療職給料表(2)及び市町村立学校医療職給料表の職務の級2級以上の職

ク 医療職給料表(3)の職務の級2級以上の職

ケ 技能職等給料表の職務の級2級以上の職

(2) 人事委員会を置く他の地方公共団体又は国の試験に合格した者をもって補充しようとする職で当該試験に係る職と同等以下と人事委員会が認める職

(3) 昇任させようとする職員がかつて任用されていた職と同等以下と人事委員会が認める職

(4) 前3号に規定するもののほか、人事委員会が試験によることが不適當であると認める職

(選考の特例)

第16条 次の各号のいずれかに該当する職については、法第17

(受験資格)

第13条 試験の受験資格は、別表第3に定めるとおりとする。

(選考により採用することができる職)

第14条 次に掲げる職への採用は、それぞれ選考によることができる。

(1) 次に掲げる職（試験の対象となる職を除く。）

ア [略]

イ 公安職給料表の職務の級2級以上の職（職務の級4級及び5級の職にあつては、警部の職に限る。）

ウ～ク [略]

ケ 技能職等給料表の職務の級各級の職

(2)～(10) [略]

第15条及び第16条 削除

条第3項ただし書に規定する人事委員会の承認を得て選考により採用し、又は昇任させることができる。

(1) 第9条に定める採用試験若しくは昇任試験を実施しない場合又は採用、昇任候補者名簿に記載された者がなくなった場合若しくは記載された者のうち任用しようとする職の志望者が不在の場合において緊急に職員を任用する必要があると認められるときは、当該試験に相当する採用及び昇任の職

(2) 職員が公務上の負傷又は疾病により、死亡した場合又はその職務の遂行に堪えなくなって退職する場合の昇任の職

(3) 勤続期間が25年以上の職員又は10年以上で、年令50才以上の職員が勸しよを受けて退職する場合の昇任の職

(4) 勤続期間が20年以上で在職中の勤務成績が著しく優良と認められる職員が退職する場合の昇任の職

(選考の方法)

第17条 選考は、職務遂行の能力を有するかどうかを選考の基準に基づいて判定するものとし、必要に応じ、筆記考査、実地考査その他の方法を用いるものとする。

(選考の基準)

第18条 選考の基準は、職務の級、警察官の階級又は組織上の名称を用いる職等に応じ、法令、条例、規則その他の規定に基づく学歴、免許その他の資格及び人事委員会が必要と認める知識、知能、技能、経歴等を有することとし、昇任の場合については、更に勤務成績が良好であることを含むものとする。

## 第5章 任用候補者名簿

(任用候補者名簿の種類及び作成)

第19条 任用候補者名簿(次項の規定により試験の行われた職種の区分に応じて作成されたもの。以下「名簿」という。)は、採用試験の結果に基づいて作成される採用候補者名簿及び昇任試験の結果に基づいて作成される昇任候補者名簿の2種とし、人事委員会の議決により確定する。

2・3 [略]

(名簿の統合)

第20条 [略]

2 前項の規定により統合して作成される名簿には、任用候補者の氏名及び得点をそれぞれの名簿を通じて得点順に記載するものとし、新旧両名簿にともに記載されている任用候補者については、そのいずれか高い方の得点に基づいて記載するものとする。

(選考の方法)

第17条 選考は、当該選考に係る職についての標準職務遂行能力等を判定するものとし、必要に応じ、筆記考査、実地考査その他の方法を用いるものとする。

(選考の基準)

第18条 選考の基準は、当該選考に係る職について、法令、条例、規則その他の規定に基づく学歴、免許その他の資格及び人事委員会が必要と認める知識、知能、技能、経歴等を有することとする。

## 第5章 名簿

(名簿の作成)

第19条 名簿は、人事委員会の議決により確定する。

2・3 [略]

(名簿の統合)

第20条 [略]

(任用候補者の追加)

第21条 第19条第3項の規定により作成された名簿のうち、一の名簿に記載された任用候補者から志望の変更の申出があった場合においては人事委員会は当該任用候補者をそれらの名簿のうちの他の名簿に追加して得点順に記載することができる。

(任用候補者の削除)

第22条 人事委員会は、任用候補者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、これを名簿から削除するものとする。

- (1) 当該名簿から選択されて任用された場合
- (2) 前条の規定により他の名簿に追加された場合 (任用候補者が当該名簿に併せて登載されることを希望する場合を除く。)
- (3) 当該名簿から選択されて任用される意思のないことを人事委員会に申し出た場合
- (4) 人事委員会からの任用に関する照会に対し指定された期限までに応答しないこと等の事由により当該名簿から選択されて任用される意思がないと認められる場合
- (5)～(9) [略]
- (10) 昇任候補者名簿については、記載されている者が離職した場合

(任用候補者の復活)

第23条 人事委員会は、前条第1号及び第3号から第6号までに掲げる場合の一に該当して名簿から削除された任用候補者から当該名簿への復活の申出があった場合において、相当の理由があると認めるときは、これを当該名簿に復活することができる。

(任用候補者の追加、削除等の通知)

第24条 人事委員会は、第21条の規定により任用候補者を他の名簿に追加し、若しくはしなかつたとき、第22条の規定により任用候補者を名簿から削除したとき(同条第1号、第3号、第9号又は第10号に掲げる場合に該当して削除したときを除く。)又は前条の規定により任用候補者を名簿に復活し、若しくはしなかつたときは、その旨を本人に通知するものとする。

(名簿の訂正又は変更)

第25条 名簿の訂正又は変更は、第20条から第23条までの規定による場合のほか、任用候補者の氏名の変更その他名簿の記載事項についての異動があったことを確認した場合又は事務上の誤りがあった場合に限り、行うことができる。

(採用候補者の追加)

第21条 第19条第3項の規定により作成された名簿のうち、一の名簿に記載された採用候補者から志望の変更の申出があった場合においては、人事委員会は当該採用候補者をそれらの名簿のうちの他の名簿に追加して記載することができる。

(採用候補者の削除)

第22条 人事委員会は、採用候補者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、これを名簿から削除するものとする。

- (1) 当該名簿から選択されて採用された場合
- (2) 前条の規定により他の名簿に追加された場合 (採用候補者が当該名簿に併せて登載されることを希望する場合を除く。)
- (3) 当該名簿から選択されて採用される意思のないことを人事委員会に申し出た場合
- (4) 人事委員会からの採用に関する照会に対し指定された期限までに応答しないこと等の事由により当該名簿から選択されて採用される意思がないと認められる場合
- (5)～(9) [略]

(採用候補者の復活)

第23条 人事委員会は、前条第1号及び第3号から第6号までに掲げる場合のいずれかに該当して名簿から削除された採用候補者から当該名簿への復活の申出があった場合において、相当の理由があると認めるときは、これを当該名簿に復活することができる。

(採用候補者の追加、削除等の通知)

第24条 人事委員会は、第21条の規定により採用候補者を他の名簿に追加し、若しくは追加しなかつたとき、第22条の規定により採用候補者を名簿から削除したとき(同条第1号、第3号又は第9号に掲げる場合に該当して削除したときを除く。)又は前条の規定により採用候補者を名簿に復活し、若しくは復活しなかつたときは、その旨を本人に通知するものとする。

(名簿の訂正又は変更)

第25条 名簿の訂正又は変更は、第20条から第23条までの規定による場合のほか、採用候補者の氏名の変更その他名簿の記載事項についての異動があったことを確認した場合又は事務上の誤りがあった場合に限り、行うことができる。



(名簿の失効)

第26条 人事委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合には、名簿を失効させることができる。

(1) [略]

(2) 当該名簿に記載された任用候補者が5人に満たなくな  
った場合

(3) [略]

(4) 定数及び予算の関係により当該名簿から任用がないこ  
とが明らかとなった場合

(5) [略]

2 人事委員会は、前項の規定により名簿を失効させた場合に  
おいては、その旨を関係の任命権者及び失効させた時に当該  
名簿に記載されていた任用候補者に通知するものとする。

#### 第6章 任用候補者の提示

(任用候補者の正規提示)

第27条 人事委員会は、第4条の規定により任命権者から任用  
候補者の提示の請求があった場合には、名簿から任用  
すべき者の数に4人を加えた数（以下「正規の提示数」とい  
う。）の当該職を志望すると認められる者を当該名簿から高  
点順に提示するものとする。ただし、得点と同じであるため  
正規の提示数の最後の順位に入るべき者が2人以上あるとき  
は、これらの者をすべて提示するものとする。

2 前項の名簿に記載されている者で当該職を志望すると認め  
られるものの数が正規の提示数に満たない場合又は名簿がない  
場合においては、人事委員会は最も適当と認める他の名簿  
から、当該職の職務遂行の能力を有し、かつ、当該職を志望  
すると認められる者を選択して正規の提示数に達するまで高  
点順に提示することができる。ただし、正規の提示数に満た  
ない場合は、前項の名簿から提示される者の次位以下に加え  
て高点順に提示するものとする。

(任用候補者の正規提示ができない場合)

第28条 人事委員会は、前条第2項の規定によっても提示すべ  
き者の数が正規の提示数に満たない場合において、その数が  
5人以上であるときは、これを提示するものとし、その数が  
1人以上5人未満であるときはその者の氏名及び得点を任命  
権者に通知するものとする。

2 人事委員会は、任用候補者の提示の請求があった場合にお  
いて、前条又は第1項の規定により提示又は通知すべき任用  
候補者がいないときは、任命権者にその旨を通知するものとす  
る。

(任用候補者の付加提示)

(名簿の失効)

第26条 人事委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合に  
おいては、名簿を失効させることができる。

(1) [略]

(2) [略]

(3) 定数及び予算の関係により当該名簿から採用がないこ  
とが明らかとなった場合

(4) [略]

2 人事委員会は、前項の規定により名簿を失効させた場合に  
おいては、その旨を関係の任命権者に通知するものとする。

#### 第6章 採用候補者の提示

(採用候補者の提示)

第27条 人事委員会は、第4条第2項の規定により任命権者か  
ら採用候補者の提示の請求があった場合においては、当該職  
を志望すると認められる者を当該名簿から提示するものとす  
る。

2 前項の名簿に記載されている者で当該職を志望すると認め  
られるものの数が採用すべき者の数よりも少ない場合又は名  
簿がない場合においては、人事委員会は最も適当と認める他  
の名簿から、当該職の標準職務遂行能力等を有し、かつ、当  
該職を志望すると認められる者を選択して提示することがで  
きる。

(採用候補者の付加提示)

第29条 人事委員会は、第27条の規定により任用候補者を提示する場合においては、第5条第1項ただし書の場合及び提示された者が任用を辞退する場合に備え、当該任用につき当該名簿中提示される者の次位以下の得点者で当該職を志望すると認められるものがある場合においてはその者のうちから、その者が不在の場合又はその者の数が必要とされる数に満たない場合においては、当該任用につき最も適当と認める他の名簿中当該職の職務遂行の能力を有し、かつ、当該職を志望すると認められる者のうちから、それぞれ任用候補者を高点順に付加して提示することができる。

(新旧両名簿の提示)

第29条の2 人事委員会は、任用候補者の提示の請求があった場合において、提示の請求に係る職について新旧両名簿があるときは、第27条第1項本文の規定にかかわらず、これらの名簿に記載されている任用候補者のうち正規の提示数の当該職を志望すると認められる者を両名簿を通じての高点順に任命権者に提示することができる。この場合において、新旧両名簿とともに記載されている任用候補者については、そのいずれか高い方の得点に基づいて提示するものとする。

2 第27条第1項ただし書及び第2項、第28条並びに前条の規定は、前項の規定により提示する場合について準用する。

(提示又は通知の除外)

第30条 人事委員会は、一の職について提示又は通知されている任用候補者を、任命権者からその選択の結果について通知されるまでは、その者の志望その他の事情を考慮して、他の職について提示又は通知しないことができる。

2 人事委員会は、同時になされた2以上の請求について任用候補者を提示又は通知する場合、その者の志望その他の事情を考慮して、同時に同一の任用候補者を提示又は通知しないことができる。

(提示又は通知の延期)

第31条 人事委員会は、任用候補者が時期を示して提示又は通知の延期を希望する旨を書面で申し出た場合には、その申出に係る時期まで当該任用候補者を提示又は通知しないものとする。

(任用の辞退)

第32条 任用候補者として提示又は通知されていることを任命

第28条 人事委員会は、前条の規定により採用候補者を提示する場合においては、提示された者が採用を辞退する場合に備え、当該採用につき当該名簿中提示されない者で当該職を志望すると認められるものがある場合においてはその者のうちから、その者が不在の場合又はその者の数が必要とされる数に満たない場合においては当該採用につき最も適当と認める他の名簿中当該職の標準職務遂行能力等を有し、かつ、当該職を志望すると認められる者のうちから、それぞれ採用候補者を付加して提示することができる。

(採用候補者の提示ができない旨の通知)

第29条 人事委員会は、採用候補者の提示の請求があった場合において、提示すべき採用候補者が不在ときは、任命権者にその旨を通知するものとする。

(選択結果の通知)

第29条の2 任命権者は、提示された採用候補者の中から職員を任命するための選択を行ったときは、当該選択の結果について、速やかに人事委員会に通知しなければならない。

(提示の除外)

第30条 人事委員会は、一の職について提示されている採用候補者を、任命権者からその選択の結果について通知されるまでは、その者の志望その他の事情を考慮して、他の職について提示しないことができる。

2 人事委員会は、同時になされた2以上の請求について採用候補者を提示する場合、その者の志望その他の事情を考慮して、同時に同一の採用候補者を提示しないことができる。

(提示の延期)

第31条 人事委員会は、採用候補者が事由及び時期を示して提示の延期を希望する旨を書面で申し出た場合であって、その事由がやむを得ないものと認めるときは、その申出に係る時期まで当該採用候補者を提示しないものとする。

(採用の辞退)

第32条 採用候補者として提示されていることを任命権者から

権者から通知された者は、当該通知に指定された期限までに  
応答しなければならない。この場合において、当該任用を辞  
退しようとする者は、その旨を辞退の理由その他必要な事項  
とともに書面で任命権者に届け出なければならない。

2 任命権者は、任用候補者が前項の指定された期限までに応  
答しなかったときは、当該任用を辞退したものとみなすこと  
ができる。

3 [略]

4 当該任用の辞退が明らかであると人事委員会が認めたとき  
は、当該任用候補者の提示又は通知は撤回されたものとみな  
す。

### 第7章 条件付採用期間

(条件付採用の期間の延長)

第33条 職員が条件付採用期間の開始の日から6月間において  
実際に勤務した日数が90日に満たない場合においては、その  
日数が90日に達するまでその条件付採用の期間が延長される  
ものとする。

2 職員として採用され所定の研修又は教育期間を経て、実務  
に従事する職で当該研修又は教育期間が6月間を超えるもの  
については、その超える期間は条件付採用の期間が延長され  
るものとする。

3 前2項の規定による延長は、条件付採用期間の開始の日か  
ら1年を超えることができない。

(臨時的任用を行うことができる場合)

第34条 任命権者は、次の各号に掲げる場合においては、現に  
職員でない者を臨時的に任用することができる。この場合にお  
いては、法第22条第2項に規定する人事委員会の承認があ  
ったものとみなす。

(1)・(2) [略]

(3) 任命権者が、その任用候補者の提示の請求に対し人事  
委員会から適当な任用候補者がいない旨若しくは任用候補者  
の数が正規の提示数に足りない旨の通知を受けた場合又は  
提示された者のうち当該任用の志望者が5人に満たない場  
合で、他に適当な任用候補者がいない旨の通知を受けた場合

別表第1 (第9条関係)

試験の種	試験の対象となる職
------	-----------

通知された者は、当該通知に指定された期限までに応答しな  
なければならない。この場合において、当該採用を辞退しよ  
うとする者は、その旨を辞退の理由その他必要な事項ととも  
に書面で任命権者に届け出なければならない。

2 任命権者は、採用候補者が前項の指定された期限までに応  
答しなかったときは、当該採用を辞退したものとみなすこと  
ができる。

3 [略]

4 当該採用の辞退が明らかであると人事委員会が認めたとき  
は、当該採用候補者の提示は撤回されたものとみなす。

### 第7章 条件付採用期間

(条件付採用の期間の延長)

第33条 職員が条件付採用期間の開始の日から6月間において  
実際に勤務した日数が90日に満たない場合においては、その  
日数が90日に達するまでその条件付採用の期間が延長される  
ものとする。

2 職員として採用され所定の研修又は教育期間を経て、実務  
に従事する職で当該研修又は教育期間が6月間を超えるもの  
については、その超える期間は条件付採用の期間が延長され  
るものとする。

3 任命権者は、前2項の場合のほか、条件付採用期間中の職  
員について、正式採用になるためには能力の実証が十分でな  
いと認める場合には、人事委員会の承認を得て、その条件付  
採用の期間を延長することができる。

4 前3項の規定による延長は、条件付採用期間の開始の日か  
ら1年を超えることができない。

(臨時的任用を行うことができる場合)

第34条 任命権者は、次に掲げる場合においては、現に職員で  
ない者を臨時的に任用することができる。この場合において  
は、法第22条第2項に規定する人事委員会の承認があったも  
のとみなす。

(1)・(2) [略]

(3) 任命権者が、その採用候補者の提示の請求に対し人事  
委員会から適当な採用候補者がいない旨若しくは採用候補者  
の数が採用すべき者の数に4人を加えた数に足りない旨の  
通知を受けた場合又は提示された者のうち当該採用の志望  
者が5人に満たない場合で、他に適当な採用候補者がいない  
旨の通知を受けた場合

別表第1 (第9条関係)

試験の種	試験の対象となる職
------	-----------

職員採用 I 種試験	(1) 行政職給料表の職務の級 1 級の職のうち 大学卒業程度の <u>知識等</u> を必要とする職  (2) [略] (3) 研究職給料表の職務の級 1 級の職のうち 大学卒業程度の <u>知識等</u> を必要とする職  (4) [略]
職員採用 II 種試験	(1) 行政職給料表の職務の級 1 級の職のうち 短期大学又は高等専門学校卒業程度の <u>知識等</u> を必要とする職 (2) [略] (3) 研究職給料表の職務の級 1 級の職のうち 短期大学又は高等専門学校卒業程度の <u>知識等</u> を必要とする職 (4) [略]
[略]	
警察官採用試験	[略]
警部昇任試験	<u>公安職給料表の職務の級 4 級の職のうち警部の職</u>
警部補昇任試験	<u>公安職給料表の職務の級 4 級の職のうち警部補の職</u>
巡查部長昇任試験	<u>公安職給料表の職務の級 3 級の職のうち巡查部長の職</u>

職員採用 I 種試験	(1) 行政職給料表の職務の級 1 級の職のうち 大学卒業程度の <u>標準職務遂行能力等</u> を必要とする職  (2) [略] (3) 研究職給料表の職務の級 1 級の職のうち 大学卒業程度の <u>標準職務遂行能力等</u> を必要とする職  (4) [略]
職員採用 II 種試験	(1) 行政職給料表の職務の級 1 級の職のうち 短期大学又は高等専門学校卒業程度の <u>標準職務遂行能力等</u> を必要とする職 (2) [略] (3) 研究職給料表の職務の級 1 級の職のうち 短期大学又は高等専門学校卒業程度の <u>標準職務遂行能力等</u> を必要とする職 (4) [略]
[略]	
警察官採用試験	[略]
その他人事委員会が必要と認める採用試験	別に定める。

備考 改正部分は、下線の部分である。

別表第 2 を次のように改める。

別表第 2 (第 9 条の 2 - 第 10 条の 2 関係)

試験の種類	職種区分	職種区分の対象となる職	試験方法
職員採用 I 種試験	一般行政 A	職員採用 I 種試験の他の職種区分の対象となる職以外の全ての職	教養試験
	一般行政 B		専門試験 論文試験 人物試験 身体検査
			教養試験

			論文試験 人物試験 身体検査
社会福祉	主として社会福祉に関する標準職務遂行能力等を必要とする業務に従事することを職務とする職		教養試験 専門試験
心理	主として心理学に関する標準職務遂行能力等を必要とする業務に従事することを職務とする職		論文試験 人物試験
農学	主として農学に関する標準職務遂行能力等を必要とする業務に従事することを職務とする職		身体検査
畜産	主として畜産に関する標準職務遂行能力等を必要とする業務に従事することを職務とする職		
林学	主として林学に関する標準職務遂行能力等を必要とする業務に従事することを職務とする職		
水産	主として水産に関する標準職務遂行能力等を必要とする業務に従事することを職務とする職		
総合土木A	主として次に掲げる標準職務遂行能力等を必要とする業務に従事することを職務とする職		
総合土木B	(1) 農業工学に関する標準職務遂行能力等 (2) 土木に関する標準職務遂行能力等		
建築	主として建築に関する標準職務遂行能力等を必要とする業務に従事することを職務とする職		
機械	主として機械に関する標準職務遂行能力等を必要とする業務に従事することを職務とする職		
電気	主として電気に関する標準職務遂行能力等を必要とする業務に従事することを職務とする職		
総合化学	主として次に掲げる標準職務遂行能力等を必要とする業務に従事することを職務とする職 (1) 農芸化学に関する標準職務遂行能力等 (2) 化学に関する標準職務遂行能力等		
職員採用Ⅱ 種試験	一般事務	職員採用Ⅱ種試験の他の職種区分の対象となる職以外の全ての職	教養試験
	警察事務	主として警察事務に関する標準職務遂行能力等を必要とする業務に従事することを職務とする職	論文試験 人物試験 身体検査
	栄養	主として栄養指導に関する標準職務遂行能力等を必要とする業務に従事することを職務とする職	教養試験 専門試験 論文試験 人物試験 身体検査
職員採用Ⅲ 種試験	一般事務	職員採用Ⅲ種試験の他の職種区分の対象となる職以外の全ての職	教養試験
	警察事務	主として警察事務に関する標準職務遂行能力等を必要とする業務	作文試験

		に従事することを職務とする職	人物試験 身体検査
	農業	主として農業に関する標準職務遂行能力等を必要とする業務に従事することを職務とする職	教養試験 専門試験
	林業	主として林業に関する標準職務遂行能力等を必要とする業務に従事することを職務とする職	作文試験 人物試験
	総合土木	主として次に掲げる標準職務遂行能力等を必要とする業務に従事することを職務とする職 (1) 農業土木に関する標準職務遂行能力等 (2) 土木に関する標準職務遂行能力等	身体検査
	建築	主として建築に関する標準職務遂行能力等を必要とする業務に従事することを職務とする職	
	機械	主として機械に関する標準職務遂行能力等を必要とする業務に従事することを職務とする職	
	電気	主として電気に関する標準職務遂行能力等を必要とする業務に従事することを職務とする職	
任期付職員 採用試験	別に定める。	別に定める。	別に定める。
警察官採用 試験	警察官 A (男性)	大学を卒業した男子をもって充てる巡査の階級である警察官の職	教養試験
	警察官 A (女性)	大学を卒業した女子をもって充てる巡査の階級である警察官の職	作文試験
	警察官 B (男性)	大学を卒業した者以外の男子をもって充てる巡査の階級である警察官の職	人物試験 身体検査
	警察官 B (女性)	大学を卒業した者以外の女子をもって充てる巡査の階級である警察官の職	体力検査 身体計測
その他人事 委員会が必要と認める 採用試験	別に定める。	別に定める。	別に定める。

備考 人事委員会は、試験実施上特に必要と認めるときは、試験方法欄に掲げる試験方法の一部を変更することができる。

改正前		改正後	
別表第3 (第13条関係)		別表第3 (第13条関係)	
試験の種類	受験資格	試験の種類	受験資格
職員採用 I 種試験 (別表第2の職種区分の欄に掲げる一般行政及び総合土木の試験の方法が同表の試験方法の欄に掲げる方法 B であるものを除	試験を実施する日の属する年度の4月1日における年齢が21歳以上32歳未満の者(当該試験が前年度に実施した採用試験による任用候補者の不足を補うため又は前年度に採用試験を実施しないことにより任用候補者がいないため実施するものであるとき(以下「特別募集であるとき」という。))は、22歳	職員採用 I 種試験 (別表第2の職種区分の欄に掲げる一般行政 B 及び総合土木 B を除く。)	試験を実施する日の属する年度の4月1日における年齢が21歳以上32歳未満の者(当該試験が前年度に実施した試験による採用候補者の不足を補うため又は前年度に試験を実施しないことにより任用候補者がいないため実施するものであるとき(以下「特別募集であるとき」という。))は、22歳以上33歳

く。)	以上33歳未満の者)又は21歳未満の者(特別募集であるときは、22歳未満の者)で大学を卒業した者若しくは試験を実施する日の属する年度の末日までに卒業する見込みの者若しくはこれらの者と同等の資格があると人事委員会が認める者(以下「大学卒業者等」という。)であること。
職員採用I種試験 (別表第2の職種区分の欄に掲げる一般行政及び総合土木の試験の方法が同表の試験方法の欄に掲げる方法Bであるものに限る。)	[略]
[略]	
警部昇任試験	筆記試験を実施する日において、 <u>休職又は停職の期間を除き、4年以上警部補として在職する職員であること。</u> <u>ただし、1年以内に減給以上の懲戒処分を受けた者を除く。</u>
警部補昇任試験	筆記試験を実施する日において、 <u>休職又は停職の期間を除き、大学を卒業した者については2年以上、その他の者については3年以上巡査部長として在職する職員であること。</u> <u>ただし、1年以内に減給以上の懲戒処分を受けた者を除く。</u>
巡査部長昇任試験	筆記試験を実施する日において、 <u>休職又は停職の期間を除き、大学を卒業した者については2年以上、その他の者については5年以上巡査として在職する職員であること。</u> <u>ただし、1年以内に減給以上の懲戒処分を受けた者を除く。</u>
[略]	

別表第4(第14条関係)

選考により採用することができる職

	未満の者)又は21歳未満の者(特別募集であるときは、22歳未満の者)で大学を卒業した者若しくは試験を実施する日の属する年度の末日までに卒業する見込みの者若しくはこれらの者と同等の資格があると人事委員会が認める者(以下「大学卒業者等」という。)であること。
職員採用I種試験 (別表第2の職種区分の欄に掲げる一般行政B及び総合土木Bに限る。)	[略]
[略]	
その他人事委員会が必要と認める採用試験	別に定める。
[略]	

別表第4(第14条関係)

選考により採用することができる職

<p>1～3 [略]</p> <p>4 その他の職</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 高等学校卒業の程度の水産に関する<u>知識等</u>を必要とする業務に従事することを職務とする職</p> <p>(4)・(5) [略]</p>	<p>1～3 [略]</p> <p>4 その他の職</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 高等学校卒業の程度の水産に関する<u>標準職務遂行能力等</u>を必要とする業務に従事することを職務とする職</p> <p>(4)・(5) [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 職員の競争試験及び選考の委任に関する規則（昭和32年岩手県人事委員会規則第13号）は、廃止する。
- 3 この規則の施行前にこの規則による改正前の職員の任用に関する規則及び前項の規定による廃止前の職員の競争試験及び選考の委任に関する規則（これらに基づく人事委員会の定めを含む。）の規定によってした又はすべき手続、通知その他の行為であつて、この規則による改正後の職員の任用に関する規則（これに基づく人事委員会の定めを含む。以下この項において「新規則等」という。）の規定に相当の規定があるものは、他の人事委員会規則（これらに基づく人事委員会の定めを含む。）に別段の定めのあるものを除き、新規則等の相当の規定によってした又はすべき手続、通知その他の行為とみなす。